

消費者被害防止サポーターを対象としたフォローアップ研修を実施しました

2021年10月～12月、地域別3会場とオンライン会場の計4回、同一企画で開催しました。
研修テーマ「最新の消費者トラブルを学ぼう!!」

～インターネット通販、表示等の問題 ここを確認してみよう～

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の対応のため、地域での3会場は、定数を定員の半数とし、3会場で84人、今年度、初めて取り入れたオンラインには28人の参加があり、合わせて112人が参加しました。

☆☆研修の概要☆☆ 講師 消費生活相談員

- ・令和2年度埼玉県消費生活相談年報の概要より埼玉県の消費生活相談の傾向や特徴についての説明がありました。
- ・最新の消費者被害として、レスキューサービス商法、光回線トラブル、アナログ回線戻しトラブル、情報商材トラブル、送り付け商法、インターネットトラブル（出会い系サイト、フリマサービス）の事例を挙げて説明があり、特に送り付け商法では、特定商取引法の改正があり、注文した覚えのない商品が送り付けられた場合は、直ちに処分等が可能になったことの説明がありました。
- ・インターネット通販の表示問題として、消費者庁の行政処分事例紹介と、不当表示（優良誤認、有利誤認）の説明、自らの注文時には、必ず返品条件、契約条件を確認すること。
- ・最後に、講義テキストからクイズを出題し、2択の回答を赤または青のカードによって示し、クイズ形式で本日の研修の振り返りを行い、地域への情報提供のお願いをしました。



熊谷市立商工会館(熊谷市)



リリックおがわ(小川町)



With You さいたま(さいたま市)



オンライン

☆☆感想の一部をご紹介します☆☆

- ・消費者被害防止のために何でも話しができる普段の会話をする相手がいることが大事なかなと思います。今後も研修に参加していきたいと思います。
- ・通信販売では特定商取引法に基づく表記を確認することや、販売者からのメールや確認画面は保存することを学び、ほかの人にも伝えたいと思います。
- ・情報商材は、専門的な分野でわからないトラブルだと思うので勉強になりました。自分の活動しているコミュニティで、クイズや寸劇も盛り込みながら切実な問題や近々の問題として伝えるサポーターとしてやっていきたいと思いました。
- ・コロナ禍が収束した際には、ぜひ交流会をしたいと思います。
- ・知っているようで曖昧な理解だったと痛感しました。新たな情報を得ていくことが被害防止に、とても大事だと感じました。
- ・地域包括センターで権利擁護をしています。埼玉県全体で連携強化が進むよう、地域包括センターにはこのなくす会の取り組みを知ってもらえたらと思います。
- ・最新情報を知れるので、とてもありがたいです。周囲の方々にも情報提供できます。
- ・今回オンラインで参加しましたが良かったです。移動の時間がいらぬことが最高でした。次回からもオンラインでの開催をお願いします。
- ・オンラインでしたが、ブレイクアウトルームでお話できて良かったです。